

令和5年度国民健康保険料早見表

世帯ではなく1人分の保険料です。

【加入期間 令和5年4月～令和6年3月 12か月分】

令和4年の所得額 (注1)	加入者1人分年間保険料	
	40～64歳以外 (介護分なし)	40～64歳 (介護分あり)
0～430,000円	60,100円	76,300円
500,000円	66,813円	84,623円
600,000円	76,403円	96,513円
700,000円	85,993円	108,403円
800,000円	95,583円	120,293円
900,000円	105,173円	132,183円
1,000,000円	114,763円	144,073円
1,100,000円	124,353円	155,963円
1,200,000円	133,943円	167,853円
1,300,000円	143,533円	179,743円
1,400,000円	153,123円	191,633円
1,500,000円	162,713円	203,523円
1,600,000円	172,303円	215,413円
1,700,000円	181,893円	227,303円
1,800,000円	191,483円	239,193円
1,900,000円	201,073円	251,083円
2,000,000円	210,663円	262,973円
2,100,000円	220,253円	274,863円
2,200,000円	229,843円	286,753円
2,300,000円	239,433円	298,643円
2,400,000円	249,023円	310,533円
2,500,000円	258,613円	322,423円
2,600,000円	268,203円	334,313円
2,700,000円	277,793円	346,203円
2,800,000円	287,383円	358,093円
2,900,000円	296,973円	369,983円
3,000,000円	306,563円	381,873円
3,100,000円	316,153円	393,763円
3,200,000円	325,743円	405,653円
3,300,000円	335,333円	417,543円
3,400,000円	344,923円	429,433円
3,500,000円	354,513円	441,323円
3,600,000円	364,103円	453,213円
3,700,000円	373,693円	465,103円
3,800,000円	383,283円	476,993円
3,900,000円	392,873円	488,883円
4,000,000円	402,463円	500,773円
4,100,000円	412,053円	512,663円
4,200,000円	421,643円	524,553円
4,300,000円	431,233円	536,443円
4,400,000円	440,823円	548,333円
4,500,000円	450,413円	560,223円
4,600,000円	460,003円	572,113円
4,700,000円	469,593円	584,003円
4,800,000円	479,183円	595,893円
4,900,000円	488,773円	607,783円

令和4年の所得額 (注1)	加入者1人分年間保険料	
	40～64歳以外 (介護分なし)	40～64歳 (介護分あり)
5,000,000円	498,363円	619,673円
5,100,000円	507,953円	631,563円
5,200,000円	517,543円	643,453円
5,300,000円	527,133円	655,343円
5,400,000円	536,723円	667,233円
5,500,000円	546,313円	679,123円
5,600,000円	555,903円	691,013円
5,700,000円	565,493円	702,903円
5,800,000円	575,083円	714,793円
5,900,000円	584,673円	726,683円
6,000,000円	594,263円	738,573円
6,100,000円	603,853円	750,463円
6,200,000円	613,443円	762,353円
6,300,000円	623,033円	774,243円
6,400,000円	632,623円	786,133円
6,500,000円	642,213円	798,023円
6,600,000円	651,803円	809,913円
6,700,000円	661,393円	821,803円
6,800,000円	670,983円	833,693円
6,900,000円	680,573円	845,583円
7,000,000円	690,163円	857,473円
7,100,000円	699,753円	869,363円
7,200,000円	709,343円	881,253円
7,300,000円	718,933円	893,143円
7,400,000円	728,523円	905,033円
7,500,000円	738,113円	916,923円
7,600,000円	747,703円	928,813円
7,700,000円	757,293円	940,703円
7,800,000円	766,883円	952,593円
7,900,000円	776,473円	964,483円
8,000,000円	786,063円	976,373円
8,100,000円	795,653円	988,263円
8,200,000円	805,243円	1,000,153円
8,300,000円	814,833円	1,012,043円
8,400,000円	824,423円	1,023,933円
8,500,000円	834,013円	1,035,823円
8,600,000円	843,603円	1,047,713円
8,700,000円	853,193円	1,059,603円
8,800,000円	862,783円	1,071,493円
8,900,000円以上	870,000円 ※最高限度額	1,040,000円 ※最高限度額

(注1) ここでいう所得額とは、各種収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額で、複数の所得がある場合は、その合計額となります。(賦課基準額に含まれる主な所得は下記のとおり)。給与所得における所得金額調整控除、分離課税所得における特別控除がある場合は、それぞれ控除後の金額を用います。雑損失の繰越控除は適用しません。

例えば、38歳 給与所得の方が4月加入の場合(計算内容の詳細は計算例をご参照ください。)

給与所得 4,000,000円－住民税基礎控除 430,000円＝令和4年度国民健康保険料賦課基準額 3,570,000円

【 所得割分 】 【均等割分】
 基礎(医療)分 300,969円 = 3,570,000円×7.17% + 45,000円
 後期高齢者支援金分 104,494円 = 3,570,000円×2.42% + 15,100円
 年間保険料 402,463円

※上記の方が12月加入の場合、月割りで計算します。

年間保険料(4か月) ⇒ 402,463円 × $\frac{4\text{か月}}{12\text{か月}}$ = 134,154円

世田谷区 令和5年度国民健康保険料早見表（令和4年の所得額）

早見表では、令和4年の所得額（令和4年1月1日から同年12月31日までの1年の所得）から令和5年度国民健康保険料の年額（令和5年4月から令和6年3月までの12月分）の概算が確認できます。

注意事項

- 早見表は、世田谷区における概算の保険料です。実際の保険料と異なる場合があります。下記のような場合は、実際の保険料と異なります。

実際の保険料が異なる主な場合

- ・年度（4月から翌年3月まで）途中で国民健康保険に加入・脱退する方がいる。
- ・年度（4月から翌年3月まで）途中で40歳、65歳、75歳に到達する方がいる。
- ・給与所得と年金所得の両方の所得のある方がいる。
- ・マイナス所得、特別控除のある分離所得、繰越損失、専従者控除、専従者給与等がある。

- 実際の保険料は、原則毎年度7月から3月までの9回にわけて、もしくは一括で納付いただきます。4月から6月に現年度保険料の納付はありません。手続きを行ったタイミングにより納付回数は変わります。
- 保険料は加入者一人ひとりにかかり、世帯で合算します。詳しくは計算例をご参照ください。
- 早見表の保険料は、軽減が適用されていない保険料です。

保険料の計算方法は次のとおりです。

【国民健康保険料】	①基礎（医療）分保険料	+	②後期高齢者支援金分保険料	+	③介護分保険料	
	所得割額		均等割額			最高限度額
①基礎（医療）分保険料	$\left(\frac{\text{加入者全員の賦課基準額} \times 7.17\%}{12\text{か月}} + \frac{\text{加入者数} \times 45,000\text{円}}{12\text{か月}} \right) \times \frac{\text{加入月数}}{12\text{か月}}$	=	①基礎（医療）分年間保険料		650,000円	
②後期高齢者支援金分保険料	$\left(\frac{\text{加入者全員の賦課基準額} \times 2.42\%}{12\text{か月}} + \frac{\text{加入者数} \times 15,100\text{円}}{12\text{か月}} \right) \times \frac{\text{加入月数}}{12\text{か月}}$	=	②後期高齢者支援金分年間保険料		220,000円	
③介護分保険料	$\left(\frac{40\sim 64\text{歳の加入者の賦課基準額} \times 2.30\%}{12\text{か月}} + \frac{\text{加入者数} \times 16,200\text{円}}{12\text{か月}} \right) \times \frac{40\sim 64\text{歳該当月数}}{12\text{か月}}$	=	③介護分年間保険料		170,000円	

※賦課基準額とは、前年の所得額から住民税基礎控除430,000円を差し引いた金額です。

※保険料には限度額があります。

早見表を確認する際は、源泉徴収票や確定申告などの令和4年中の所得のわかる資料をご用意ください。

保険料算定のもとになるのは、令和4年1月1日から同年12月31日までの1年の所得です。ここでいう所得とは、各種収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額で、複数の所得がある場合はその合計額になります。

- ◆令和4年分の確定申告書
 - 確定申告書A…⑧の金額が所得の合計額です。
 - 確定申告書B…⑫の金額が所得の合計額です。
- ◆令和4年分の給与の源泉徴収票
 - 給与所得控除後の金額が総所得です。

例1 40歳未満・単身世帯・給与所得

計算例

【4月加入の場合（加入期間：4月～翌年3月）】

世帯主	世帯主 38歳、給与所得 4,000,000円		
保険料賦課基準額 <small>(所得割額を計算する基になる額)</small>	給与所得 4,000,000円－住民税基礎控除 430,000円＝3,570,000円		
保険料	基礎（医療）分＋後期高齢者支援金分（40～64歳以外のため、介護分なし）		
所得割	基礎（医療）分	$3,570,000円 \times 7.17\%$	= 255,969円
	後期高齢者支援金分	$3,570,000円 \times 2.42\%$	= 86,394円
均等割	基礎（医療）分	$45,000円 \times 1名$	= 45,000円
	後期高齢者支援金分	$15,100円 \times 1名$	= 15,100円
年間保険料	= 402,463円		

■保険料納付例

	加入期間（12か月）											
加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付月	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
	納付はありません			納付回数 9回								

【12月加入の場合（加入期間：12月～翌年3月）】

※年度途中で加入、脱退した時は月割で計算します。

世帯主	世帯主 38歳、給与所得 4,000,000円		
保険料賦課基準額 <small>(所得割額を計算する基になる額)</small>	給与所得 4,000,000円－住民税基礎控除 430,000円＝3,570,000円		
保険料	基礎（医療）分＋後期高齢者支援金分（40～64歳以外のため、介護分なし）		
所得割	基礎（医療）分	$3,570,000円 \times 7.17\%$	= 85,323円
	後期高齢者支援金分	$3,570,000円 \times 2.42\%$	= 28,798円
均等割	基礎（医療）分	$45,000円 \times 1名$	= 15,000円
	後期高齢者支援金分	$15,100円 \times 1名$	= 5,033円
年間保険料	134,154円		

加入期間
4か月
×
12か月

■保険料納付例

加入開始：12月から加入となる世帯が12月に届出をした場合、加入期間4か月の保険料を3回で納付します。

	加入期間（4か月）											
加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付月	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
									納付回数 3回			

※保険料は小数点以下切り捨てとなります。

例2 40～64歳を含む複数世帯・給与所得

計算例

【4月加入の場合（加入期間：4月～翌年3月）】

世帯主	世帯主	45歳、給与所得	4,000,000円
妻	妻	37歳 給与所得	1,800,000円
子	子	10歳 所得なし	
保険料賦課基準額 <small>(所得割額を計算する基になる額)</small>	世帯主	給与所得 4,000,000円－住民税基礎控除 430,000円	=3,570,000円
	妻	給与所得 1,800,000円－住民税基礎控除 430,000円	=1,370,000円
	子	所得なし	
	加入者全員の保険料賦課基準額 3,570,000円+1,370,000円=4,940,000円		
保険料	基礎（医療）分+後期高齢者支援金分+介護分（40～64歳までの方は介護分あり）		
所得割	基礎（医療）分	$4,940,000円 \times 7.17\%$	= 354,198円
	後期高齢者支援金分	$4,940,000円 \times 2.42\%$	= 119,548円
	介護分	$3,570,000円 \times 2.30\%$	= 82,110円 ※(妻子 介護分なし)
均等割	基礎（医療）分	$45,000円 \times 3名$	= 135,000円
	後期高齢者支援金分	$15,100円 \times 3名$	= 45,300円
	介護分	$16,200円 \times 1名$	= 16,200円 ※(妻子 介護分なし)
年間保険料	752,356円		

■保険料納付例

	加入期間（12か月）											
加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付月	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
	納付はありません			納付回数 9回								

【10月加入の場合（加入期間：10月～翌年3月）】

※年度途中で加入、脱退した時は月割で計算します。

世帯主	世帯主	45歳、給与所得	4,000,000円
妻	妻	37歳 給与所得	1,800,000円
子	子	10歳 所得なし	
保険料賦課基準額 <small>(所得割額を計算する基になる額)</small>	世帯主	給与所得 4,000,000円－住民税基礎控除 430,000円	=3,570,000円
	妻	給与所得 1,800,000円－住民税基礎控除 430,000円	=1,370,000円
	子	所得なし	
	加入者全員の保険料賦課基準額 3,570,000円+1,370,000円=4,940,000円		
保険料	基礎（医療）分+後期高齢者支援金分+介護分（40～64歳までの方は介護分あり）		
所得割	基礎（医療）分	$4,940,000円 \times 7.17\%$	= 177,099円
	後期高齢者支援金分	$4,940,000円 \times 2.42\%$	= 59,774円
	介護分	$3,570,000円 \times 2.30\%$	= 41,055円 ※(妻子 介護分なし)
均等割	基礎（医療）分	$45,000円 \times 3名$	= 67,500円
	後期高齢者支援金分	$15,100円 \times 3名$	= 22,650円
	介護分	$16,200円 \times 1名$	= 8,100円 ※(妻子 介護分なし)
年間保険料	= 376,178円		

■保険料納付例

加入開始：10月から加入となる世帯が12月に届出をした場合、加入期間6か月の保険料を3回で納付します。

	加入期間（6か月）											
加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付月	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
							納付回数 3回					